

## 平成31年度特許出願技術動向調査において、調査を予定している標準的な調査項目

### 1. 調査範囲

#### (1) 対象技術分野

●●●● (以下の要素技術を含む)

- ①●●●●●
- ②●●●●●
- ③●●●●●
- ④●●●●●

#### (2) 対応国際特許分類 (IPC 第8版)

●●●●

※対応特許分類は、詳細解析対象の国内特許文献数と外国特許文献数の和が1. (5) に示す件数を大幅に超えることがない範囲で委員会の意見等により一部増減が有り得る。

#### (3) 調査対象の文献等

##### ①特許文献

PCT (特許協力条約) に基づく国際出願 (以下、「PCT出願」という)

日本、米国、欧州、中国、韓国、ASEAN各国をはじめとする各国（各地域）への特許出願

日本、米国、欧州、中国、韓国、ASEAN各国をはじめとする各国（各地域）での登録特許

※欧州への特許出願とは、EPC (欧州特許条約) 加盟国への出願及び欧州特許庁 (EPO) への特許出願を意味する。なお、後述する欧州の国籍とは、EPC 加盟国の国籍を意味する。

※ASEAN 各国への出願とは、ASEAN 加盟国のうち、使用するデータベースに収録されている各国への出願を意味する。ただし、ASEAN 各国としてまとめて集計するか、それぞれの国毎に集計するかは、特許庁に確認すること。

##### ②非特許文献等 (以下、単に「論文」という。)

論文・学会誌、講演要旨集 (プロシーディング)、雑誌等をはじめとする公開資料

#### (4) 時期的範囲

特許文献 : ○○○○—2017年 (優先権主張年ベース)

論文 : ○○○○—2018年 (発行年ベース)

※特許文献の時期的範囲は、詳細解析対象の国内特許文献と外国特許文献の和が1. (5) に示す件数を大幅に超えることがない範囲で委員会の意見等により一部増減が有り得る。

※論文についても、解析件数が1. (5) に示す件数を大幅に超えることがない範囲で委員会の意見等により一部増減が有り得る。

#### (5) 特許文献等の詳細解析対象文献数

①国内特許文献 : ●●●●件程度

②外国特許文献 : ●●●●件程度

③論文 : ●●●●件程度

※詳細解析とは、文献ごとに読み込み調査を行い、解析作業 (例えば、技術区分への分類等) を行うことの意味する。

※国内特許文献とは、パテントファミリーに日本への特許出願が存在する特許文献であり、外国特許文献とは、パテントファミリーに日本への特許出願が存在しない特許文献である。

※国内特許文献についても外国特許文献についても、パテントファミリーのうち一つのみを解析対象とする (即ち、一つのパテントファミリーの解析件数は1件となる) ことを原則とする。

※国内特許文献の詳細解析は、当該国内特許文献のパテントファミリーのうち日本語の一次文献 (特許請求の範囲、明細書、図面、要約等。以下同じ。) を解析対象とする。

※外国特許文献の詳細解析は、当該外国特許文献のパテントファミリーに英語の一次文献が存在

する場合にあっては、当該英語の一次文献を解析対象とし、前記パテントファミリーに英語の一次文献が存在しない場合にあっては、前記パテントファミリーのうちの一つの抄録、特許請求の範囲及び図面（翻訳文でもよい）を解析対象とする。

※論文についての詳細解析は、抄録を解析対象とするが、後に記述する技術区分表に分類することが抄録の読み込みだけではできない場合等、必要に応じて、全文を解析すること。

## 2. 調査の具体的項目

### (1) 市場環境調査

例えば、

- ・市場シェア（世界・地域別・国別、企業別、金額ベース・販売数量ベース、等）
  - ・主要企業の事業戦略、同業他社等の業界の相関図
  - ・市場輸出入推移
  - ・市場規模の推移／予測（世界・地域別・国別、等）
  - ・関連製品情報（市場シェア、ランキング、新製品、注目製品等）
  - ・開発・実用化された技術・製品の一覧及びその年代毎の推移
  - ・各国・地域で採用・検討されている規格及び／又は標準化の取組
  - ・各国・地域で採用・検討されている規格及び／又は標準化の内容
- 等の調査項目をはじめとする市場環境調査

### (2) 政策動向調査

例えば、

- ・科学技術政策、産業政策等の各種政策（例えば、国家プロジェクト及びその予算）
- ・各国・地域の大学・研究機関・企業等への助成施策（補助金の流れ及び規模等）
- ・各国・地域の標準化・規格化に関する政策（振興策等）
- ・各国・地域の輸出入規制

以上の調査項目をはじめとする政策動向調査

### (3) 特許動向調査

#### ①全体動向調査

- [PCT出願] 出願人国籍・地域別PCT出願件数推移及び出願件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願人国籍・地域別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別出願件数推移及び出願件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別登録件数推移及び登録件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別一出願人国籍・地域別出願件数
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別一出願人国籍・地域別登録件数
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別一出願人国籍・地域別出願件数収支
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] 出願先国・地域別一出願人国籍・地域別登録件数収支
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] [出願人国籍・地域別] 出願人属性（企業、大学及び大学以外の研究機関、個人、共同出願（企業と企業の共同出願、企業と大学の共同出願等））別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] [出願先国・地域別] 出願人国籍・地域別出願件数推移及び出願件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN各国] [出願先国・地域別] 出願人国籍・地域別登録件数推移及び登録件数比率

- ※出願人国籍・地域は、出願人名や出願人住所に基づいて特定すること（以下、同様）。
- ※[出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国]は、調査の母集団が、日本、米国、欧州、中国、韓国及び ASEAN 各国への特許出願（登録特許）全体であることを意味する（以下、同様）。
- ※「出願先国・地域別」、「出願人国籍・地域別」の分析を行う際の「出願先国・地域」、「出願人国籍・地域」をそれぞれどの国・地域、国籍・地域とするかは、特許庁の指示に従うこと。欧州の特定の国（例えばドイツ）をその他の欧州と分けて分析する場合があることについて留意すること。（以下、同様）
- ※[出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] [出願人国籍・地域別]は、調査の母集団が、日本、米国、欧州、中国、韓国及び ASEAN 各国への特許出願であって、かつ、出願人国籍・地域ごとにグラフ等の図表にまとめることを意味する。
- ※[出願先国・地域別]は、出願先国・地域ごとにグラフ等の図表にまとめることを意味する（以下、同様）。
- ※共同出願については、その内訳についても調査すること。

以上の調査項目をはじめとする全体動向調査

## ②技術区分別動向調査

- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 技術区分別ファミリ一件数推移
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 技術区分別一出願人国籍・地域別ファミリ一件数
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] [技術区分別] 出願人国籍・地域別一出願先国・地域別出願件数
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] [技術区分別] 出願人国籍・地域別ファミリ一件数推移及び ファミリ一件数比率
- [出願先国・地域別] 技術区分別一出願人国籍・地域別出願件数

※ [技術区分別] に調査する技術区分は、全ての技術区分から、以下に例示する観点等により選定し、特許庁と相談の上で決定すること。

例えば、

- ・技術区分別ファミリ一件数推移のデータに特異な動きが見られる技術区分
  - ・出願件数や市場規模の伸びが見られる技術区分
  - ・今後の技術開発や市場の伸びが期待される技術区分
- 等。

※特許庁が上記の調査項目のデータを用いて他の形式のグラフ等の図表（軸の項目の変更、件数から比率への変更等）の作成を指示した場合は、当該指示に従うこと。

例えば、

- ・[出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 技術区分別ファミリ一件数比率推移（比率の分母：年ごとの全ファミリ一件数）
  - ・[出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 技術区分別一出願人国籍・地域別ファミリ一件数比率（比率の分母：技術区分ごとの全ファミリ一件数）
- 等。

以上の調査項目をはじめとする技術区分別動向調査

## ③出願人別動向調査

- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 出願人別ファミリ一件数上位ランキング（全体、技術区分別）
- [出願先国・地域別] 出願人別出願件数上位ランキング（全体、技術区分別）

※ランキングを調査する技術区分には、例えば、技術区分の中区分、等の他に、(3) ②で選定した技術区分を含める。なお、技術区分の選定は、特許庁と相談の上で行うこと。

以上の調査項目をはじめとする出願人別動向調査

#### ④注目出願人の出願動向調査

- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 注目出願人別一出願先国・地域別出願件数
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 注目出願人別一出願先国・地域別出願件数推移及び出願件数比率
- [出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国] 注目出願人別一技術区分別ファミリー一件数推移
- 注目出願人の概要

※注目出願人は、例えば、(3) ③出願人別動向調査の出願先国・地域別出願件数上位ランクイングにランクインした出願人、(1) 市場環境調査において市場シェアが大きいことが明らかになった出願人、ベンチャー企業として知られる出願人、その他近年の動向を注目すべき出願人、等の観点により選定する。対象とする注目出願人は、10～20者程度とする。なお、選定は、特許庁と相談の上で行うこと。

※調査する技術区分には、(3) ②で選定した技術区分を含めること。

※注目出願人の概要とは、例えば、資本金、出資比率、従業員、プレスリリースにおける開発・知財等への記述、アニュアルレポート等における開発・知財等への記述、経営上の重要な契約、事業の拡大縮小、国内・海外での事業展開、主要製品、企業沿革、主要関連会社（親会社、子会社、関連会社等）、提携・合併情報、売上対研究開発費等をはじめとする公表されている情報等。

以上の調査項目をはじめとする注目出願人の出願動向調査

#### ⑤注目特許の調査

以下の a. 及び b. を調査項目とする注目特許の調査

##### a. 注目特許の抽出

例えば

- ・基本特許
- ・侵害訴訟に関連する特許
- ・標準（デジュール標準、フォーラム標準、デファクト標準等）に関連する特許
- ・事業化に重要な役割を果たしている特許
- ・ライセンス契約に関連する特許
- ・特定発明者に関する特許
- ・審査官による引用回数が多数の特許
- ・複数国・地域に出願又は登録されている特許

等の観点から、注目特許を抽出する。

※抽出の観点は、特許庁と相談の上で決定すること。

※特許庁が抽出の観点を複数にすることを指示した場合は、当該指示に従うこと。

※抽出した注目特許は、リストに整理する。リストには、原則として出願番号、公開番号、国際特許分類（IPC）、発明の名称、出願人、出願人国籍・地域、パテントファミリーの出願先国・地域を記載する。リストに掲載する項目については特許庁と相談の上で決定すること。また、リストは、当該注目特許についての抽出の観点が明確にわかるように編集する。

##### b. 注目特許の整理

###### a. で抽出した注目特許について、例えば

- ・注目特許（例えば、基本特許、技術開発の進展上のマイルストーンとなった技術に関する特

許、等）の変遷を図示する

- ・注目特許（例えば、侵害訴訟に関連する特許、標準（デジュール標準、フォーラム標準、デファクト標準等）に関連する特許、事業化に重要な役割を果たしている特許、ライセンス契約に関連する特許、特定発明者に関する特許等）の特許権の活用状況を、日経テレコン等の商用データベースやホームページを利用した検索の結果、有識者委員の知見、ヒアリング等に基づいて、表にまとめる

等の手法によって整理する。

※整理の手法は、特許庁と相談の上で決定すること。

※特許庁が整理の手法を複数にすることを指示した場合は、当該指示に従うこと。

※整理する注目特許は、a. で抽出した注目特許のうちの一部でよいものとする。

#### （4）研究開発動向調査

##### ①全体動向調査

- 研究者所属機関国籍・地域別論文発表件数推移及び論文発表件数比率

以上の調査項目をはじめとする全体動向調査

##### ②技術区分別動向調査

- 技術区分別論文発表件数推移

- 技術区分別－研究者所属機関国籍・地域別論文発表件数

- [技術区分別] 研究者所属機関国籍・地域別論文発表件数推移及び論文発表件数比率

※特許庁が上記の調査項目のデータを用いて他の形式のグラフ等の図表（軸の項目の変更、件数から比率への変更等）の作成を指示した場合は、当該指示に従うこと。

例えば、

- ・技術区分別論文発表件数比率推移（比率の分母：年ごとの全発表件数）

- ・技術区分別－研究者所属機関国籍・地域別論文発表件数比率（比率の分母：技術区分ごとの全発表件数）

等。

以上の調査項目をはじめとする技術区分別動向調査

##### ③研究者所属機関・研究者別動向調査

- 研究者所属機関別論文発表件数上位ランキング

- 研究者別論文発表件数上位ランキング

以上の調査項目をはじめとする研究者所属機関・研究者別動向調査

##### ④注目論文の調査

###### a. 注目論文の抽出

例えば、

- ・業界に多大な影響を与えた論文

- ・未だ実用化・解決されていない先進的な技術・課題に関する論文

- ・注目される特定の国・地域の研究者により発表された論文

- ・注目される特定の研究者所属機関に所属する研究者により発表された論文

- ・注目される特定の研究者により発表された論文

- ・被引用回数が多数の論文

- ・特定の技術に関する論文

- ・共著者が多数の論文

- ・筆頭著者と共に著者の国籍・地域（または所属機関の国籍・地域）が異なる、あるいは特定の組み合わせである論文等の観点から、注目論文を抽出する。  
※抽出の観点は、特許庁と相談の上で決定すること。  
※特許庁が抽出の観点を複数にすることを指示した場合は、当該指示に従うこと。

b. 注目論文の整理

- a. で抽出した注目論文について、例えば
- ・注目論文の変遷を図示する
- ・注目論文（例えば、被引用回数が多数の論文）を論文発表者、所属機関、発表年、被引用回数、タイトル、発表内容の要点を一覧にしたリストに纏める。
- ・注目論文（例えば、筆頭著者と共に著者の国籍・地域が異なる論文）について、筆頭著者と共に著者の国籍・地域の組み合わせ毎の論文発表件数を図示する。  
等の手法によって整理する。  
※整理の手法は、特許庁と相談の上で決定すること。  
※特許庁が整理の手法を複数にすることを指示した場合は、当該指示に従うこと。  
※整理する注目論文は、a. で抽出した注目論文のうちの一部でもよいものとする。

※上記①～④の調査においては、調査対象とする論文・学会誌、講演要旨集（プロシーディング）、雑誌等を国際的に主要なもの<sup>1</sup>に限定すること。また、調査対象とする論文・学会誌等は、特許庁と相談の上で決定すること。

### 3. 各調査に用いる情報源

#### （1）市場環境調査・分析

日付・テキスト検索で、調査対象技術に関する新聞・雑誌記事等を抽出できる商用データベース<sup>2</sup>、調査対象技術に関する企業情報、調査対象技術に関する業界の国・地域別市場規模（予測）、業界相関図等を調査できる商用データベース<sup>3</sup>、世界各国・各地域における輸出入動向を調査できる商用データベース<sup>4</sup>等の商用データベースを利用すること。必要に応じて、商用データベースで取得できる情報以外に、市販や一般公開されている国内外市場調査レポート、国内外官公庁報告書を参照すること。

#### （2）政策動向調査・分析

- ・国内外官公庁のホームページ、報告書から情報を取得すること

#### （3）特許動向調査

- ・I P C、C P C、等の特許分類による検索、優先権主張年（優先権主張日）、出願先国・地域（公報発行国・地域）、出願人住所、発明者住所、出願人名、発明者名等による検索、英文抄録に対する英語テキスト検索を行える商用データベースを利用すること。

#### （4）研究開発動向調査

<sup>1</sup>原則として英語で記載された論文・学会誌等。

<sup>2</sup> 商用データベースの例として、日経テレコンが挙げられる。

<sup>3</sup> 商用データベースの例として、speeda、euromonitor international が提供するデータベース等が挙げられる。

<sup>4</sup> 商用データベースの例として、Global Trade Atlas が挙げられる。

- ・当該技術分野に対応する国際的に主要な<sup>5</sup>論文・学会誌、講演要旨集（プロシードィング）、雑誌等に掲載された論文の書誌事項及び要約を取得できるデータベースを利用すること。

#### 4. 調査・分析の具体的手法

##### （1）市場環境調査・分析

「2.（1）市場環境調査」の調査結果に基づき、市場環境を分析することにより、市場の概況を把握する。

##### （2）政策動向調査・分析

「2.（2）政策動向調査」の調査結果に基づき、各国・各地域における科学技術政策・産業政策をはじめとする政策動向を分析することにより、各国・各地域の政策の概況を把握する。

##### （3）調査アウトラインの設定

特許庁との相談の上で、以下の①～⑥を行う。

###### ①具体的調査対象の明確化

対象技術分野に含まれる要素技術等を体系的に整理し、応用産業や関連する他の技術との関係を説明する技術俯瞰図を作成し、具体的調査対象を明確化する。

###### ②対象技術と応用産業の整理

①で作成した技術俯瞰図に基づき、対象技術の概要と応用産業の概要の整理を行う。また、必要に応じて要素技術の解説を作成する。整理した内容は、報告書において報告し、技術分野に詳しくない人でも理解が出来るよう、可能な限り図や写真等を用いてわかりやすく記載すること。

###### ③市場競争や技術開発競争に関する現状分析

①～②及び（1）、（2）の結果に基づき、以下に示す項目について分析をする。

- ・市場で強さを発揮している企業の特徴（取り組んでいる技術分野、保有している注目特許の活用状況、等）
- ・研究開発成果が目立つプレーヤーの特徴（同上）
- ・現在、競争の優劣を分けるポイント

###### ④将来の市場及び市場競争の優劣を分けるポイントの予測

①～③及び（1）、（2）の結果に基づき、以下に示す項目について予測をする。

- ・各国・各地域における将来の市場及び各市場におけるニーズ（市場の規模及び成長性、ユーザーニーズ、等）
- ・上記ニーズに基づく、各市場における市場競争の将来の優劣を分けるポイント

###### ⑤技術開発競争や市場競争に関する今後の展望

①～④及び（1）、（2）の結果に基づき、以下に示す項目等について調査結果の展望を示す。

なお、当該調査結果の展望は、調査の節目（各回の委員会等）で、随時改善する。

- ・日本企業が競争で優位に立つために、日本企業や政府機関は何が行えるか

###### ⑥技術区分表の作成

①～⑤及び（1）、（2）の結果に基づき、「調査結果の展望の妥当性を検証可能な、以下の項目を含む技術区分表を作成する。

- ・将来、競争の優劣を分けるポイントとなると予測される技術区分
- ・現在、競争の優劣を分けるポイントになっている技術区分
- ・調査対象技術を体系的かつ網羅的に分類するために十分な技術区分（例：課題・目的・効果、応用産業・用途）

<sup>5</sup> 原則として英語で記載された論文・学会誌等。

#### (4) 特許動向調査・分析

調査は、以下の手順で行う。

- (a) 技術俯瞰図に基づいて、使用データベース、検索式、時期的範囲等を設定することにより特許情報の検索範囲を決定する。検索式の設定に当たっては、第1回委員会での意見、又は第1回委員会前に聴取した委員の意見を十分に踏まえ、特許庁の承諾を得た上で確定させる。特許情報の検索に使用するデータベースは、原則として、国内への出願及び外国への出願について同一のものとし、同一の検索式、同一の時期的範囲を設定して検索し、文献リスト記載の書誌的事項を得ることが可能なものとすること。
- (b) 詳細解析に先立って、技術区分表（上記4. (3) ⑥を参照）の各技術区分について付与ルールを作成する。技術区分表及び各技術区分の付与ルールの作成に当たっては、第1回委員会における意見、又は第1回委員会前に聴取した委員の意見を十分に踏まえ、特許庁の承諾を得た上で確定させる。この技術区分表は、技術区分別動向調査、研究開発動向調査においても利用する。
- (c) 上記検索範囲に含まれる特許文献の集合から、詳細解析によりノイズ落しを行い母集団を得るとともに、上記技術区分表に基づいて特許文献を分類する。  
※詳細解析の体制（調査会社におけるチェック体制や情報共有の手法を含む）や特許庁によるチェックの必要性・時期については、詳細解析開始前に特許庁に確認すること。
- (d) 上記母集団又は技術区分表に基づいて分類した文献集団に対して、2. (3) の各項目について集計を行う。
- (e) 特許動向の分析結果から判明した事項に基づいて、第2回委員会における意見、又は第2回委員会前に聴取した委員からの意見を十分に踏まえ、特許庁と相談の上、追加付与すべき技術区分を作成し、追加付与と付与結果に基づく特許動向分析を行う。

分析は、以下のように行う。

- ① 第2回委員会までに、「2. (3) ①全体動向調査」、「2. (3) ②技術区分別動向調査」の調査結果に基づき、特許情報を網羅的に分析する。
- ② 第2回委員会までに、「2. (3) ③出願人別動向調査」の調査結果に基づき、国内外の主要な出願人や各出願人の特徴について分析する。
- ③ 第2回委員会までに、「2. (3) ④注目出願人の出願動向調査」の調査結果に基づき、国内外の主要な出願人の出願動向を明らかにすることにより、市場に参入している企業や研究開発を活発に行っているプレーヤーの特徴について分析する。
- ④ 第2回委員会までに、「2. (3) ⑤注目特許の調査」の調査結果に基づき、基本特許・注目特許等の所有状況を明らかにすることにより、各出願人の特徴について分析する。

#### (5) 研究開発動向調査・分析

第3回委員会までに、「2. (4) 研究開発動向調査」の調査結果に基づき、対象技術における研究開発動向を分析する。

#### (6) 有識者ヒアリング

本テーマにおける有識者（下記「5. アドバイザリーボードの設置・運営」において選定された「委員」以外）に対して、技術の現況、今後の技術の発展状況、市場の状況、事業化に求められる特許等の知財戦略等のヒアリングを行うことで、技術区分の設定や、特許動向分析による今後の展望に関する検討材料を収集する。なお、ヒアリング人数・ヒアリング社数は、少なくとも●人・社以上（学会等への参加も含む。）とする。原則として、ヒアリング対象者に謝金を支払うこと。

※ヒアリングを行う際は、対象者に対し、ヒアリングの結果が調査結果に反映されることを事前に

説明し承諾を得ること。

- ※ヒアリングを実施する前に、ヒアリング内容とヒアリング対象者について特許庁と必ず打合せを行い、承諾を得ること。ヒアリングは、第3回委員会までに終えることを基本とするが、ヒアリングの時期は対象ごとに特許庁と相談の上で決定する。また、ヒアリングを実施した場合又は学会に参加した場合には、その内容について「ヒアリング報告書」又は「学会参加報告書」にて特許庁に報告すること。
- ※委員（長）（候補）やヒアリング対象者と面会をする場合に特許庁が同席するかは、適宜確認を行うこと。

#### （7）総合分析

- ① 第3回委員会までに、上記(1)～(6)で得られた事実関係を総合的に分析して「総括」としてまとめる。また、調査結果から導き出される将来像を「今後の展望」として分析する。「総括」及び「今後の展望」は、単に各分析結果を羅列したのみにならないように注意する。

市場動向との関係においては、例えば、個々の具体的な特許や特許出願・登録動向等を明らかにし、それらが企業活動や市場にどのような変化をもたらしたのか、あるいは企業や市場の黎明期・成長期・全盛期等においてどのような役割を果たしたのか、また、今後どのような影響を及ぼし得るのかを分析する。

政策動向との関係においては、例えば、各国・各地域の行政機関の助成等により、各国・各地域の大学、公的研究機関等がどのような特許出願あるいは論文発表をしたのかを明らかにし、各国・各地域の研究開発の方向性の異同をとりまとめ分析する。

論文発表動向との関係においては、例えば、特許出願動向と論文発表動向の相違がある場合は、研究開発がどの開発ステージにあるのか、あるいは、産業的な研究開発の方向性と学術的な研究開発の方向性に注目する等して、その相違の原因を明らかにし、今後の研究開発の方向性を分析する。

- ② 第3回委員会までに、①においてまとめた「総括」及び分析した「今後の展望」から、日本企業が競争で優位に立つために、日本企業や政府機関が取り組むべき課題を整理した上で、日本が目指すべき研究開発、技術開発等の方向性を分析する。

調査結果から導出した日本が目指すべき研究開発、技術開発等の方向性は、「今後の展望」内の項目として「提言・示唆」として記載する。なお、原則として「提言・示唆」の項目を設けるが、調査結果に応じて、提言や示唆として記載することが適当でない場合には、「提言・示唆」の項目を設けず、「今後の展望」として方向性を記載することも可能とする。

また、アドバイザリーボードからの「巻頭言等」のドラフトを作成する。「巻頭言等」には、例えば調査結果の活用の期待や、アドバイザリーボードとしての調査対象技術に関する今後の展望や、期待する方向性について記載する。「巻頭言等」について、巻頭言、メッセージ、コメント、あとがき等、どのような形で作成し、報告書にどのように掲載するかは、調査結果や内容に応じて、特許庁と相談の上決定する。

研究開発、技術開発等の方向性について、「今後の展望」、「提言・示唆」または「巻頭言等」のいずれとして記載するかは、アドバイザリーボードで十分な議論を行った上で、特許庁と相談して決定する。

- ③ 第4回委員会までに第3回委員会の意見を反映するとともに、分析を深め、「総括」、「今後の展望」、「提言・示唆」、「巻頭言等」を、より正確且つ根拠の確かなものとする。

総合分析を行うにあたって、単に仕様書の調査項目のみから分析を行うのではなく、独自の分析手法等を特許庁へ提案し、承諾を得た上で実行し、より良い結果が得られるよう努めること。

## 5. アドバイザリーボードの設置・運営

#### (1) アドバイザリーボードの設置

調査に当たっては、調査内容及び調査の進め方について技術及び技術経営的な側面から助言を受けるために、本テーマに係る技術についての知見を有する学識経験者、技術経営についての知見を有する学識経験者、及び産業界有識者等を少なくとも含む有識者等で構成されるアドバイザリーボード（本仕様書において「委員会」という。）を請負調査機関に設置する。

#### (2) 委員の選定

委員会の委員として、学識経験者、産業界有識者等を委員長1名を含め計5名以上選定する。まず、委員長を選定し、他の委員候補については、委員長の助言と承諾に基づいて選定する。委員長及び委員の選定については、特許庁に各委員長候補、委員候補の選定理由を提示して相談し、承諾を得たうえで進めること。また、委員（長）について特許庁の指示がある場合は、当該指示に従うこと。なお、提示する委員（長）候補には、調査テーマと関連が深い学会関係者を含めること（関連が深い学会が存在しない調査テーマの場合を除く）。

#### (3) 委員会の開催

委員会は4回以上開催する。なお、4回の委員会を開催する際の各回の討議内容を以下に示す。日程は、●月、●月、●月、●月を目安とし、特許庁と相談し、決定すること。

第1回… 調査対象の説明・検討（技術俯瞰図、検索式を定めた技術的概念、主要キーワード等）

調査結果の展望の説明・検討

技術区分表の説明・検討

市場環境調査結果、政策動向調査結果の説明・検討

第2回… 特許動向分析結果の説明・検討

特許動向分析結果等に基づく調査結果の展望の説明・検討

第3回… 補強分析（研究開発動向）結果の説明・検討

特許動向等の追加分析結果の説明・検討

「総括」、「今後の展望」（「提言・示唆」を含む）、「巻頭言等」について、各案の説明・検討

第4回… 最終報告書の取りまとめ、公表内容の確認

#### (4) 委員会の運営

- ① 委員会の運営については、特許庁と相談し、承諾を得ること。各委員会実施の1～2週間前を目安として、委員会の進め方について、特許庁と必ず打合せを行い、承諾を得ること。打合せまでに、委員会資料の準備を行い、打合せの2実働日以上前に特許庁に当該資料を送り、その内容について、特許庁の承諾を得ること。
- ② 委員会において調査結果の要点を説明するとともに、調査の進め方、内容について委員から助言を受けること。
- ③ 委員会事務局として、委員会前の各委員への本調査の趣旨説明、当該説明のための資料作成、日程調整、委員会資料の作成、委員への資料の事前配布、委員会における調査結果の説明、委員会での委員の質問に対する応答、委員の意見への対応等の取りまとめを行うこと。
- ④ 委員会資料の事前送付は、委員が資料の内容を確認するのに十分な時間を確保するために、1週間程度前に行うこと。
- ⑤ 委員会当日の準備（会議室までの案内、会議室の準備、資料のセット等）、片付けを行うこと。
- ⑥ 委員会終了後遅滞なく委員会議事録を作成し、1週間程度以内に特許庁に送付すること、特許庁による委員会議事録の内容確認終了後速やかに委員・オブザーバに送付すること。修正の必要がある場合は、速やかに修正を行った上で特許庁に再送すること。なお、単に委員会の概要とならないよう、例えば適宜文語化する等により、委員会での発言が明確になるように委員会議事録を作成すること。委員会における音声の録音は必須とする。機器の不調等により、録音

の失敗、録音データの破損が生じた場合には直ちに特許庁に連絡すること。この場合には、特許庁の承諾のもと、委員会議事録の充実等の代替手段をもって代えることができることとする。

- ⑦ 委員会の日程調整は極力委員全員が出席できるよう努め、最終的には特許庁の承認を得ること。  
欠席せざるを得ない委員が出た場合は、事前に個別レクを行って意見を得ておく等、必要な対応をすること。
- ⑧ 委員会を欠席した委員がいる場合には、原則として、委員会での説明内容・討議内容について個別に説明を行うこと。また、委員会を欠席したオブザーバがいる場合には、特許庁の指示に応じて、委員会資料をオブザーバに送付すること。
- ⑨ 委員会を開催する場所は、原則、特許庁とするが、会議室が確保できない場合には、他の場所を確保すること。
- ⑩ 原則として、委員に謝金、交通費（滞在費を含む）を支払うこと。
- ⑪ 委員（長）と打合せや電話等で連絡を取り、調査内容に関するコメントや決定事項等があった場合には、書面（メールを含む）で特許庁に報告すること。その際に、原則として報告事項について委員（長）に書面（メールを含む）で確認をとること。

## 6. 調査スケジュールの目安

### （1）調査開始から第1回委員会までに行う作業

- ・委員（長）の選定、委嘱手続
- ・技術俯瞰図の作成
- ・市場環境及び政策動向調査
- ・調査範囲（案）に対応する検索式（案）の作成
- ・市場環境及び政策動向調査結果に基づいた調査結果の展望の設定
- ・調査結果の展望の妥当性を検証可能な技術区分表（案）の作成
- ・技術区分表（案）の各技術区分に対する付与ルール（案）の作成
- ・特許庁との打合せ（少なくとも、調査開始直後、委員会7営業日前頃の2回）  
※ヒアリングの対象者、時期等についても、早めに特許庁と打合せを行うこと。
- ・委員長へ委員会の議題及び要点の事前説明（委員会の当日でも可。以降の委員会前も同様）  
※調査結果の展望は、事前に委員（長）の意見を聴取した上で作成し、委員会7営業日前頃の特許庁との打合せにおいて提示し、特許庁の承認を得ること。

### （2）第1回委員会（●月）

原則として以下の資料を準備し、委員会での議論を行う。

- ・技術俯瞰図
- ・市場環境及び政策動向調査報告書（第一案）
- ・調査結果の展望
- ・技術区分表（案）
- ・各技術区分の付与ルール（案）
- ・特許検索式（案）
- ・調査する論文についての確認資料（調査対象論文誌、検索式、調査対象DB等）
- ・議事次第、ト書き（以降の委員会も同様）

### （3）第1回委員会から特許文献の詳細解析までに行う作業

- ・第1回委員会議事録の作成（以降の委員会後も同様）
- ・第1回委員会指摘事項に対する対応作業
- ・技術区分表の確定
- ・各技術区分の付与ルールの確定
- ・検索式の確定

(4) 詳細解析開始から特許文献の詳細解析終了まで行う作業

- ・特許文献に対する技術区分の付与
- ・必要に応じて「市場及び政策動向調査報告書」の修正

(5) 詳細解析終了から第2回委員会までに行う作業

- ・特許動向分析
- ・特許動向分析結果等に基づく調査結果の展望の修正

(6) 第2回委員会(●月)

原則として以下の資料を準備し、委員会での議論を行う。

- ・第1回委員会指摘事項に対する対応結果
- ・特許動向分析結果
- ・特許動向分析結果等に基づく調査結果の展望
- ・市場及び政策動向調査報告書(第二案)
- ・前回委員会の議事録(以降の委員会も同様)

(7) 第2回委員会から第3回委員会までに行う作業

- ・第2回委員会指摘事項に対する対応作業
- ・必要に応じて、第2回委員会指摘事項を踏まえた特許動向の追加分析  
(追加分析を行う対象は、母集団の5%～10%を想定)
- ・追加分析のための各技術区分の付与ルールの確定
- ・論文の詳細解析
- ・研究開発動向分析
- ・総合分析(総括、今後の展望(提言・示唆を含む)、巻頭言等(第一案)の作成

(8) 第3回委員会(●月)

原則として以下の資料を準備し、委員会での議論を行う。

- ・第2回委員会指摘事項に対する対応結果(特許動向の追加分析結果を含む)
- ・研究開発動向分析結果
- ・総合分析(総括、今後の展望(提言・示唆を含む)、巻頭言等(第一案)

(9) 第3回委員会から第4回委員会までの作業

- ・第3回委員会指摘事項に対する対応
- ・総合分析(総括、今後の展望(提言・示唆を含む)、巻頭言等(第二案)の作成
- ・要約(案)を含む報告書(案)の作成
- ・説明用資料の作成

※第4回委員会までに説明用資料を作成する必要があるかは、特許庁に確認すること。

(10) 第4回委員会(●月)

原則として以下の資料を準備し、委員会での議論を行う。

- ・第3回委員会指摘事項に対する対応結果
- ・要約(案)を含む報告書(案)(資料編を含めるかは特許庁の指示に従うこと)

(11) 第4回委員会後から納品まで

- ・第4回委員会指摘事項に対する対応
- ・修正した報告書(案)について、委員長、委員に報告する
- ・説明用資料の作成・修正